

事業者のみなさん！

準備は進んでいますか？

消費税軽減税率制度説明会を開催します

平成31年10月から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日時】 平成29年11月29日（水）
（第1回10時30分～11時30分）
（第2回13時30分～14時30分）

【会場】 布施駅前市民プラザ 多目的ホール
（東大阪市長堂1丁目8番37号ヴェルノール布施5階）

※どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、各税務署では、平成29年9月から11月までの間、随時、軽減税率制度説明会を開催しています。

開催予定は、国税庁トップページのバナー ⇒ [消費税軽減税率制度](#)

をクリック

共催：東大阪市、東大阪税務署

問合せ先	東大阪税務署	法人課税（第一）部門
	Tel 06-6724-0001（内線611）	

※お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

税務署